

令和3年度 一般入学者選抜の選抜・評価方法

学校番号 市7

銚子市立銚子高等学校 全日制の課程 普通・理数科

1 期待する生徒像

本校の設置目標（進学指導に重きを置き、様々な教育活動の中で生きる力と豊かな心を育む学校）を理解し、3年間の高校生活を通じて文武両道を体現し、グローバル社会をより良く生き抜こうとする意欲と能力を持つ者で、次のいずれかに該当する生徒。

- ア 学習成績が優れ、理数系分野に強い興味・関心を有し、探究心を持って取り組む意志がある者
- イ 学習成績が優れ、人文系分野（特に英語）に強い興味・関心を有し、意欲的にコミュニケーション能力を向上させる意志がある者
- ウ 学習成績が優れ、スポーツ、芸術活動に優れた実績や能力を有し、継続して技能を向上させる意志がある者
- エ 学習成績が優れ、生徒会活動やボランティア活動等に優れた実績や取り組み等を有し、積極的に活動する意志がある者

2 選抜資料

(1) 学力検査	5教科の学力検査の得点
(2) 調査書	中学校の校長から送付された調査書
(3) 学校設定検査 (自己表現)	次のア、イのいずれかを、出願時に志願者が選択 ア 文章による自己表現（日本語または英語） 文章による自己アピール 上記の期待する生徒像4つの中から1つを選択してアピール 日本語 字数：600～800字 英語 語数：150～200語 実施形態：日本語・英語とも検査室で一斉に実施 検査時間：40分 イ 実技による自己表現 実技による自己アピール 次の種目のうち1つを選択 野球（男子）・陸上競技（男女）・バスケットボール（男女） バレーボール（男女）・サッカー（男子）・卓球（男女） ソフトテニス（男女）・剣道（男女）・弓道（男女） 吹奏楽（男女） 実施形態：個人またはグループで発表 検査時間：40分程度（種目により異なる）

3 評価項目及び評価基準

(1) 学力検査〔500点満点〕

評価項目	評価基準
ア 5教科の得点合計	5教科（各教科100点満点）の合計500点満点で評価する。
イ 個々の教科の得点	10点未満の教科がある場合は、審議の対象とする。

(2) 調査書 [170点満点]

アの数値に、エについて加点（上限35点）したものを調査書の得点とする。

評価項目	評価基準
ア 教科の学習の記録	各教科の評定の全学年の合計値に $K=1$ を乗じた数値で評価する。 評定1または未評価の教科がある場合は、審議の対象とする。
イ 出欠の記録	3年間の欠席が合計30日を超える場合は、審議の対象とする。
ウ 行動の記録	○印が一つもない場合は、審議の対象とする。
エ 特別活動の記録 部活動の記録 及び特記事項	各種大会における成績および各活動実績について加点する。 各種検定により取得した資格について加点する。
オ 総合所見	特に優れた内容と認められる記載がある場合は、総合的に判定する際の参考とする。

(3) 学校設定検査（自己表現） [30点満点]

次のア、イ及びウについて、それぞれ3名の評価者が、3つの評価項目ごとに、各評価基準に基づき、a(非常に優れている)・b(標準的である)の2段階で評価する。3名の評価者による、評価項目ごとの評価の組合せ(aaa~bbb)で得点化する。

ア 文章による自己表現（日本語または英語による自己アピール）

評価項目	評価基準
(ア) テーマ・意欲	テーマの設定が適切であり、自分の主張・意欲について明確に述べている。
(イ) 内容	自分の体験・実績をもとにしている。きっかけや動機、本人が得たものなどについて、説明できている。
(ウ) 記述力	記述の量・表現が適切であり、誤字・脱字等がない。

イ 実技による自己表現（文化系実技）

評価項目	評価基準
(ア) 意欲・意志	意欲を持って取り組む姿勢が見られ、技能を向上させる意志がある。
(イ) 基本技術	基本的な技術を身につけている。
(ウ) 表現力・独創性	表現力・独創性がある。

ウ 実技による自己表現（運動系実技）

評価項目	評価基準
(ア) 意欲・意志	意欲を持って取り組む姿勢が見られ、技能を向上させる意志がある。
(イ) 基本的な技能	基本的な運動能力を身につけている。
(ウ) 専門技能	専門的な技術・能力を身につけている。

4 選抜方法

(1) 選抜の方法

「学力検査の得点」、「調査書の得点」及び「学校設定検査（自己表現）の得点」を全て合計した「総得点」により順位をつけ、選抜のための資料を慎重に審議しながら、募集人員までを入学許可候補者とする。

学力検査 の得点	調査書の得点		学校設定検査の得点	総得点
	評定 (K = 1)	加点	自己表現	
500点	135点	35点	30点	700点

(2) その他

ア 自己申告書が提出された場合には、選抜資料に加える。ただし、提出されたことにより、不利益な取扱いはしない。

イ 入学許可候補者とした者のうち、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定による入学許可候補者数が、細部協定書の示す制限比率を超えていないことを確認する。

5 その他

過年度卒業者については、学校設定検査終了後、別途個人面接を行う。